

四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第37号

四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係規則の整備に関する規則

(四日市市市民交流会館条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市市民交流会館条例施行規則(平成8年四日市市規則第28号)の一部を次のように改正する。

改正後		
別表(第9条関係)		
区分	単位	利用料金の上限額 (円)
プロジェクター	1回1式	<u>1,100</u>
ステレオ装置	1回1式	<u>550</u>
冷暖房使用料	30分	<u>60</u>
(略)		

改正前		
別表(第9条関係)		
区分	単位	利用料金の上限額 (円)
プロジェクター	1回1式	<u>1,080</u>
ステレオ装置	1回1式	<u>540</u>
冷暖房使用料	30分	<u>50</u>
(略)		

(四日市市楠福社会館条例施行規則の一部改正)

第2条 四日市市楠福社会館条例施行規則（平成17年四日市市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第10条関係）			
附属器具及び冷暖房の利用料金の上限額			
区分	冷暖房の利用料金		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後0時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
ホール	<u>2, 310円</u>	<u>2, 310円</u>	<u>2, 310円</u>
第1会議室	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>
第2会議室	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>
調理室	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>
教養娯楽室	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>
拡声機器及び音響映像機器			
(1) 拡声機器のみを使用する場合 1回につき <u>530円</u>			
(2) 拡声機器及び音響映像機器を使用する場合 1回につき <u>1, 570円</u>			

改正前			
別表（第10条関係）			
附属器具及び冷暖房の利用料金の上限額			
区分	冷暖房の利用料金		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後0時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
ホール	<u>2, 260円</u>	<u>2, 260円</u>	<u>2, 260円</u>
第1会議室	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>
第2会議室	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>
調理室	<u>620円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>

教養娯楽室	<u>6 2 0 円</u>	<u>6 2 0 円</u>	<u>6 2 0 円</u>
拡声機器及び音響映像機器			
(1) 拡声機器のみを使用する場合 1回につき <u>5 2 0 円</u>			
(2) 拡声機器及び音響映像機器を使用する場合 1回につき <u>1, 5 4 0 円</u>			

(四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則の一部改正)

第3条 四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則（平成18年四日市市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第10条関係） 附属設備等の利用料金（内訳）			別表（第10条関係） 附属設備等の利用料金（内訳）		
	利用料金の上限額（円）			利用料金の上限額（円）	
(略)			(略)		
ワゴンアンプ （ステレオダブルカセットデッキ・CDプレーヤー等含む）	<u>1, 1 0 0</u>	拡声・音響・映像機器一式 <u>1, 6 5 0</u>	ワゴンアンプ （ステレオダブルカセットデッキ・CDプレーヤー等含む）	<u>1, 0 8 0</u>	拡声・音響・映像機器一式 <u>1, 6 2 0</u>
ハンド型ワイヤレスマイク及び卓上型マイクスタンド	<u>5 5 0</u>		ハンド型ワイヤレスマイク及び卓上型マイクスタンド	<u>5 4 0</u>	
ハンド型ワイヤレスマイク及び床上型マイクスタンド	<u>5 5 0</u>		ハンド型ワイヤレスマイク及び床上型マイクスタンド	<u>5 4 0</u>	
タイピン型ワイヤレスマイク	<u>5 5 0</u>		タイピン型ワイヤレスマイク	<u>5 4 0</u>	
プロジェクタ	<u>1, 1 0 0</u>		プロジェクタ	<u>1, 0 8 0</u>	

(四日市市なや学習センター条例施行規則の一部改正)

第4条 四日市市なや学習センター条例施行規則(平成17年四日市市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正後			
別表(第11条関係)			
種別	単位	利用料金の上限額	備考
貸ロッカー	1月	<u>60円</u>	
(略)			

改正前			
別表(第10条関係)			
種別	単位	利用料金の上限額	備考
貸ロッカー	1月	<u>50円</u>	
(略)			

(四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部改正)

第5条 四日市市三浜文化会館条例施行規則(平成28年四日市市規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正後		
別表(第9条関係)		
附帯設備使用料		
附帯設備品目	単位	使用料 (単位円)
グランドピアノ(大)	1回1台	<u>2,200</u>
グランドピアノ(小)	1回1台	<u>1,100</u>

アップライトピアノ	1回1台	<u>550</u>
(略)		
ダイナミックマイク・ワイヤレスマイク	1回1本	<u>550</u>
ワイヤレスマイクセット (拡声装置付)	1回1式	<u>1,100</u>
ミキサー(10ch)	1回1式	<u>1,100</u>
スピーカー(2台1組)		<u>(セット)</u>
指揮台	1回1台	<u>330</u>
譜面台	1回1台	<u>60</u>
(略)		
金屏風(1双)	1回1双	<u>1,100</u>
簡易ステージ(演壇)	1回1台	<u>550</u>
演台(講師用)	1回1台	<u>330</u>
(略)		
プロジェクター(常設型) (常設スクリーン付)	1回1式	<u>1,650</u>
スポットライト	1回1式	<u>1,100</u>
電気炉	1台1時間	<u>440</u>
(略)		
プロジェクター(小) (簡易スクリーン付)	1回1式	<u>1,100</u>
(略)		
会議用マイク・アンプセット (マイク1本付)	1回1式	<u>1,100</u>
DVDプレーヤー	1回1台	<u>550</u>
液晶モニター	1回1台	<u>550</u>
(略)		
備考(略)		

改正前

別表(第9条関係)

附帯設備使用料

附帯設備品目	単位	使用料 (単位円)
グランドピアノ (大)	1回1台	<u>2, 160</u>
グランドピアノ (小)	1回1台	<u>1, 080</u>
アップライトピアノ	1回1台	<u>540</u>
(略)		
ダイナミックマイク・ワイヤレスマイク	1回1本	<u>540</u>
ワイヤレスマイクセット (拡声装置付)	1回1式	<u>1, 080</u>
ミキサー (10ch)	1回1式	<u>1, 080</u>
スピーカー (2台1組)		<u>(セット)</u>
指揮台	1回1台	<u>320</u>
譜面台	1回1台	<u>50</u>
(略)		
金屏風 (1双)	1回1双	<u>1, 080</u>
簡易ステージ (演壇)	1回1台	<u>540</u>
演台 (講師用)	1回1台	<u>320</u>
(略)		
プロジェクター (常設型) (常設スクリーン付)	1回1式	<u>1, 620</u>
スポットライト	1回1式	<u>1, 080</u>
電気炉	1台1時間	<u>430</u>
(略)		
プロジェクター (小) (簡易スクリーン付)	1回1式	<u>1, 080</u>
(略)		
会議用マイク・アンプセット (マイク1本付)	1回1式	<u>1, 080</u>
DVDプレーヤー	1回1台	<u>540</u>
液晶モニター	1回1台	<u>540</u>

(略)

備考 (略)

(三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部改正)

第6条 三重北勢健康増進センター条例施行規則 (平成11年四日市市条例第5号)

の一部を次のように改正する。

改正後

別表第3 (第16条関係)

特定設備使用料

(1) 冷暖房設備使用料

種別	時間区分及び金額			
	午前	午後	夜間	全日
軽運動室	<u>1, 100円</u>	<u>1, 540円</u>	<u>1, 540円</u>	<u>4, 180円</u>
会議施設	<u>330円</u>	<u>390円</u>	<u>390円</u>	<u>1, 100円</u>

(2) その他設備使用料

種別	使用単位	金額	備考
グラウンドゴルフ場照明	1時間	<u>2, 200円</u>	

備考 (略)

改正前

別表第3 (第16条関係)

特定設備使用料

(1) 冷暖房設備使用料

種別	時間区分及び金額			
	午前	午後	夜間	全日
軽運動室	<u>1, 080円</u>	<u>1, 510円</u>	<u>1, 510円</u>	<u>4, 100円</u>
会議施設	<u>320円</u>	<u>380円</u>	<u>380円</u>	<u>1, 080円</u>

(2) その他設備使用料

種別	使用単位	金額	備考
グラウンドゴルフ場照明	1時間	<u>2, 160円</u>	

備考 (略)

改正後

別表第4 (第16条関係)

備品器具使用料

種別	使用単位	金額	備考
折りたたみ式簡易舞台	1台1回	<u>330円</u>	
(略)			
演台	1台1回	<u>550円</u>	
(略)			
移動式ホワイトボード	1台1回	<u>80円</u>	
音響機器	1式1回	<u>880円</u>	
映像機器	1式1回	<u>1,100円</u>	
軽運動用具	1式1回	<u>550円</u>	
(略)			

備考 (略)

改正前

別表第4 (第16条関係)

備品器具使用料

種別	使用単位	金額	備考
折りたたみ式簡易舞台	1台1回	<u>320円</u>	
(略)			
演台	1台1回	<u>540円</u>	
(略)			
移動式ホワイトボード	1台1回	<u>70円</u>	
音響機器	1式1回	<u>860円</u>	
映像機器	1式1回	<u>1,080円</u>	
軽運動用具	1式1回	<u>540円</u>	
(略)			

備考 (略)

(四日市市斎場条例施行規則の一部改正)

第7条 四日市市斎場条例施行規則(昭和45年四日市市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第1 本市に住所を有さない者の火葬場等の使用料(第8条関係)					
種別	区分	単位	使用料		備考
			三重郡	その他市外	
(略)					
待合室	洋室	1回につき	4,400円	6,600円	
	和室	1回につき	4,400円	6,600円	
	洋室兼会議室	1回につき	5,500円	8,800円	
霊安室		1体24時間につき	2,200円	2,200円	
備考 (略)					

改正前					
別表第1 本市に住所を有さない者の火葬場等の使用料(第8条関係)					
種別	区分	単位	使用料		備考
			三重郡	その他市外	
(略)					
待合室	洋室	1回につき	4,320円	6,480円	
	和室	1回につき	4,320円	6,480円	
	洋室兼会議室	1回につき	5,400円	8,640円	
霊安室		1体24時間につき	2,160円	2,160円	
備考 (略)					

改正後				
別表第2 本市に住所を有さない者の葬祭場等(遺族控室を含む。)の使用料(第8条関係)				
使用区分	式場1	式場2	式場3	使用時間

基本 使用 料	通夜か ら告別 式まで	三重郡	<u>154,000</u> 円	<u>88,000</u> 円	<u>44,000</u> 円	(略)
		その他 市外	<u>231,000</u> 円	<u>132,000</u> 円	<u>66,000</u> 円	
	告別式 のみ	三重郡	<u>61,600</u> 円	<u>35,200</u> 円	<u>17,600</u> 円	(略)
		その他 市外	<u>92,400</u> 円	<u>52,800</u> 円	<u>26,400</u> 円	
	通夜の み	三重郡	<u>107,800</u> 円	<u>61,600</u> 円	<u>30,800</u> 円	(略)
		その他 市外	<u>161,700</u> 円	<u>92,400</u> 円	<u>46,200</u> 円	
追加料金		三重郡	<u>15,400</u> 円	<u>8,800</u> 円	<u>4,400</u> 円	(略)
		その他 市外	<u>23,100</u> 円	<u>13,200</u> 円	<u>6,600</u> 円	
祭壇		三重郡		<u>44,000</u> 円	<u>22,000</u> 円	(略)
		その他 市外		<u>66,000</u> 円	<u>33,000</u> 円	
生花台		三重郡	<u>330</u> 円	<u>330</u> 円	<u>330</u> 円	(略)
		その他 市外	<u>330</u> 円	<u>330</u> 円	<u>330</u> 円	
備考 (略)						

改正前						
別表第2 本市に住所を有さない者の葬祭場等（遺族控室を含む。）の使用料（第8条関係）						
使用区分		式場1	式場2	式場3	使用時間	
基本 使用 料	通夜か ら告別 式まで	三重郡	<u>151,200</u> 円	<u>86,400</u> 円	<u>43,200</u> 円	(略)
		その他 市外	<u>226,800</u> 円	<u>129,600</u> 円	<u>64,800</u> 円	

告別式のみ	三重郡	<u>60,480円</u>	<u>34,560円</u>	<u>17,280円</u>	(略)
	その他市外	<u>90,720円</u>	<u>51,840円</u>	<u>25,920円</u>	
通夜のみ	三重郡	<u>105,840円</u>	<u>60,480円</u>	<u>30,240円</u>	(略)
	その他市外	<u>158,760円</u>	<u>90,720円</u>	<u>45,360円</u>	
追加料金	三重郡	<u>15,120円</u>	<u>8,640円</u>	<u>4,320円</u>	(略)
	その他市外	<u>22,680円</u>	<u>12,960円</u>	<u>6,480円</u>	
祭壇	三重郡		<u>43,200円</u>	<u>21,600円</u>	(略)
	その他市外		<u>64,800円</u>	<u>32,400円</u>	
生花台	三重郡	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>	(略)
	その他市外	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>320円</u>	
備考 (略)					

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。
(四日市市市民交流会館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の四日市市市民交流会館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。
(四日市市楠福社会館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第2条の規定による改正後の四日市市楠福社会館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市なや学習センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の四日市市なや学習センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の四日市市三浜文化会館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後の三重北勢健康増進センター条例施行規則別表第3及び別表第4の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市斎場条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の四日市市斎場条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。